



総 第 4 3 8 号
令和 4 年 1 0 月 1 1 日

大野市教育委員会 様

大野市長 石山志保



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づく意見聴取について

令和 4 年 1 2 月定例会市議会に下記議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 提出予定議案名
市長等の損害賠償責任の上限を定める条例案
- 2 議案の内容
別紙議案（案）のとおり



担当：行政経営部総務課 小林（内線 2601）

議案第 号

市長等の損害賠償責任の上限を定める条例案

令和4年 月 日提出

大野市長 石山志保

提案理由

市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるため

市長等の損害賠償責任の上限を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。

(市長等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、免れさせるものとする。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2

(4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

市長等の損害賠償責任の上限を定める条例の制定について

1 制定理由

平成29年の地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、条例で、損害賠償責任額から、条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとなった。

この地方自治法の改正は、住民訴訟制度の対象となる市長等の損害賠償責任については、軽過失の場合にも、市長等が、個人責任としては多額な責任を追及されることがあり、これによって、大きな心理的な負担を抱いて職務の執行において萎縮が生じる可能性があることから、この萎縮効果を低減させる目的があり、本市においても、政令の内容を踏まえ、市長等の本市への損害を賠償する責任を限定して、それ以上の額を免責する旨を定める条例を制定するもの。

2 制定概要

(1) 法令の内容

免責する額 = 損害賠償責任額 - 政令で定める基準

政令で定める基準(参酌基準) = 基準給与年額※1 × 乗数(1～6倍)※2

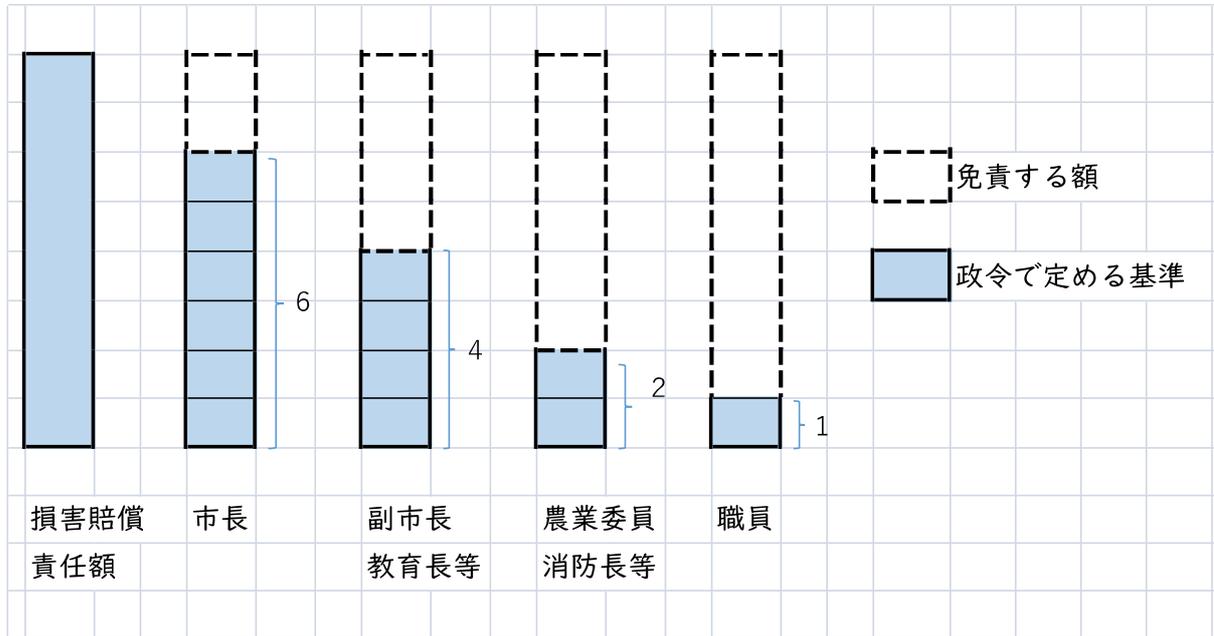
※1 給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当を除く。)

の 一 会計年度当たりの額に相当する額

※2 市長や職員等の職責に応じて、基準給与年額の1～6倍で設定

乗数	役職
6	市長
4	副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員、監査委員
2	農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、公営企業管理者
1	その他の職員

(参考；損害賠償責任額と免責する額)



(2) 条例の内容

免責する額 = 損害賠償責任額 - 政令で定める基準と同額【自己負担額】

3 施行期日

施行期日は令和5年1月1日とする。